給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

沖縄県那覇市字鏡水679番地　陸上自衛隊
再生債務者　深田　太祐
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再ロ）第１０００３号

長崎県長崎市青山町379番地17
再生債務者　田川　壽子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月31日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第４号

千葉市稲毛区園生町1340番地１　ザ・クイーンズガーデン稲毛325号
再生債務者　物見　忠人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再ロ）第５号

千葉県市原市大厩1800番地344
再生債務者　福田　和也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月29日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
合併の効力発生日は、平成二十七年１月１日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月十七日
掲載頁　六十一頁（号外第五十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年三月十七日
掲載頁　六十頁（号外第五十四号）
平成二十六年十一月十一日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一○号　（甲）株式会社カネボウ化粧品
代表取締役　社長執行役員　夏坂　真澄
東京都中央区日本橋茅場町一丁目一四番一○号　（乙）株式会社ジョゼ
代表取締役社長　萱岡　修三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年六月六日
掲載頁　六頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年六月十二日
掲載頁　二頁
平成二十六年十一月十一日
東京都港区浜松町二丁目四番一号　（甲）ＯＰＩ・ＧＰ株式会社
代表取締役　三宅　誠一
東京都台東区上野五丁目二四番一六号　（乙）株式会社ネットジャパン
代表取締役　吉澤　敏行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年九月十二日に得ております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。なお、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年六月二十五日
掲載頁　二十一頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　十頁
平成二十六年十一月十一日
神奈川県川崎市川崎区東扇島五番地　（甲）コマツ建機販売株式会社
代表取締役　徳永　武則
愛媛県松山市高岡町一五一番地　（乙）コマツ愛媛株式会社
代表取締役　福井　尚登

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年一月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十六年九月十二日に得ております。また、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。なお、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年八月二十二日
掲載頁　六十六頁（号外第一八八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十七日
掲載頁　八十七頁（号外第二三〇号）
平成二十六年十一月十一日
愛知県豊橋市神明町五二番地　（甲）株式会社大三コーポレーション
代表取締役　松井英治郎
愛知県豊橋市神明町五二番地　（乙）株式会社大三プランニング
代表取締役　松井英治郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　十頁
（乙）掲載紙　愛媛新聞
掲載の日付　平成二十六年六月六日
掲載頁　十三頁
平成二十六年十一月十一日
愛媛県松山市高岡町一五一番地　（甲）コマツ愛媛株式会社
代表取締役　福井　尚登
愛媛県松山市高岡町一五一番地　（乙）株式会社コマツレンタル愛媛
代表取締役　福井　尚登